

## しまねグリーン製品認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、循環資源を利用した製品の利用の促進を図ることによって、廃棄物の発生抑制・再資源化を推進し、循環型社会の実現を通じた脱炭素社会の形成及び地球温暖化対策に資するとともに、環境に配慮した県産品を育成し県内産業の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「循環資源」とは、次に掲げる物のうち有用なものをいう。

#### (1) 廃棄物

(2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

### (認定等)

第3条 知事は、第1条の目的に適合すると認められる製品を「しまねグリーン製品＋（プラス）」として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、様式第1号による認定申請書を知事に提出するものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定したときは、当該申請者に、様式第2号による認定証を交付するものとする。

### (認定審査)

第4条 知事は、前条第1項の規定による認定をする場合においては、しまねグリーン製品認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 認定委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

### (認定対象製品)

第5条 第3条第1項に規定する製品は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 県内に事業所を有する者により製造・加工される製品であること。

(2) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造・加工されること。

(3) 原材料の調達、製造・加工、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること。

(4) 別表に定める認定基準に適合していること。

### (認定期間等)

第6条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- 2 第3条第1項の規定に基づき認定を受けた者は、前項の有効期間満了後も認定を継続させようとするときは、有効期間の終了する前に、様式第1号による認定更新申請書を知事に提出するものとする。
- 3 前項の更新の申請があった場合、当該認定に係る決定までの間は、有効期間にかかわらず認定製品とみなすものとする。
- 4 第3条、第4条及び第5条の規定は、第2項の認定の更新について準用する。

(変更の届け)

- 第7条 認定事業者（第3条第1項の規定による認定を受けた者及び前条の規定による認定の更新を受けた者をいう。以下同じ。）は、認定申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第3号による変更届出書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の変更事項が第5条に定める要件に適合しないおそれがあると判断したときは、認定事業者に対し、必要な事項の改善を求めることができる。

(認定の辞退)

- 第8条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、様式第4号による認定辞退届出書を遅滞なく知事に提出しなければならない。
- (1) 認定製品が、第5条に定める要件に適合しないことになるとき。
  - (2) 認定製品の製造・加工を終了するとき。
  - (3) 認定継続の意思を失ったとき。
- 2 前項の届出があったときは、当該認定製品に係る認定はその効力を失う。

(認定の取消し)

- 第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定委員会の審査を経て、認定を取り消すことができる。
- (1) 認定製品が、第5条に定める要件に適合しなくなったとき。
  - (2) 認定事業者が、第7条第1項の規定による届出を怠ったとき。
  - (3) 認定事業者が、第11条第1項又は第2項の規定による報告をしなかったとき。
  - (4) 認定事業者が、第11条第3項又は第4項の規定による立入検査若しくは収去を正当な理由なく拒否したとき。
  - (5) その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、認定事業者がその責めを負うものとする。

(認定製品の表示)

- 第10条 認定事業者は、別に定めるところにより、当該製品に認定製品であることを表示することができる。

(報告等)

- 第11条 認定事業者は、各年度における認定製品の認定基準への適合状況等について、様式第5号により報告書を作成し、翌年度の6月末までに、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要に応じて、認定製品の認定基準への適合状況等について、認定事業者又は循環資源を排出する者若しくは納入する者（以下「認定事業者等」という。）から報告を求めることができるものとする。
- 3 知事は、必要に応じて、認定製品の認定基準への適合状況等について、認定事業者等の事務所又は工場に職員を立ち入らせ、調査することができる。
- 4 知事は、試験の用に供する必要な限度において、認定事業者等から認定製品又はその原材料である循環資源を無償で収去し、分析することができる。

（所掌）

第12条 この要綱に関する事務は、島根県環境生活部環境政策課において所掌する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年12月17日から施行する。

（運用範囲）

2 この要綱による改正後のしまねグリーン製品認定の要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日前に認定を受けた製品についても、適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第3条の規定により認定した製品は、当該認定の有効期限までは、改正後の要綱第3条の規定により認定した製品とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

(運用範囲)

- 2 この要綱による改正後のしまねグリーン製品認定の要綱第 11 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日前に認定を受けた製品についても、適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第 3 条の規定により認定した製品は、当該認定の有効期限までは、引き続き改正前の要綱の規定を適用する。

別表（第5条関係）

認定基準

区 分	基 準 等
循環資源の利用	<p>次のいずれかの利用割合を満たしていること</p> <p>ア 島根県グリーン調達推進方針に定める判断の基準に定める割合</p> <p>イ エコマーク商品認定基準に定める割合</p> <p>ウ その他知事が適当と認める割合</p>
安全性への配慮	<p>次の基準を満たすこと</p> <p>ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと</p> <p>イ 土壤汚染対策法第6条に基づく「土壤汚染の要措置区域指定の基準（指定基準）」に適合していること</p> <p>ただし、循環資源の性状、製品の用途等に応じて、当該基準項目の一部若しくは全部を省略することができる</p> <p>ウ その他知事が適当と認めるもの</p>
規 格 等	<p>次のいずれかの規格に適合していること</p> <p>ア 日本産業規格（JIS）</p> <p>イ 日本農林規格（JAS）</p> <p>ウ エコマーク商品認定基準</p> <p>エ 島根県公共工事共通仕様書等、県その他の公的機関が定める規格</p> <p>オ その他知事が適当と認めるもの</p>
脱炭素化への寄与	<p>当該製品の製造又は利用が、二酸化炭素の排出量の削減等に資すること</p>

様式第1号（第3条第2項、第6条第2項関係）

しまねグリーン製品認定（更新）申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

しまねグリーン製品認定要綱第3条第2項（第6条第2項）の規定により、次のとおりしまねグリーン製品の認定（の更新）を申請します。

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	製品のサイズ・重量 主 な 仕 様	
4	年間生産(販売)予定量	
5	販売状況	
	販売価格	(消費税及び地方消費税の額を除く)
	販売場所	
6	製造・加工場	
	所在地	
	名 称	
	生活環境 への配慮	別紙1のとおり
7	製品の原材料等と なる循環資源の状況	別紙2のとおり
8	循環資源の 利用	利用割合 %
	適合する基準	<input type="checkbox"/> 基準の名称 [ ] <input type="checkbox"/> 上記基準の利用割合 %
9	生産・販売するに 当たって必要な 法令	有 ( ) ・ 無

<p>10 安全性への配慮</p>	<p><input type="checkbox"/> 土壌溶出量試験実施  (省略した検査項目がある場合、その理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 土壌含有量試験実施  (省略した検査項目がある場合、その理由)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記2試験以外の試験を実施 (他基準適用が適当)  (試験の名称及び内容)</p>
<p>11 規格等</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本産業規格 (JIS)</p> <p><input type="checkbox"/> 日本農林規格 (JAS)</p> <p><input type="checkbox"/> エコマーク商品認定基準</p> <p><input type="checkbox"/> 島根県公共工事共通仕様書 [表番号等]</p> <p><input type="checkbox"/> 県その他の公的機関が定める規格  [規格名 / 番号]</p> <p><input type="checkbox"/> 上記規格に準じている  [参考規格の名称]  (準じているとする根拠)</p>
<p>12 添付書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 別紙1「製造・加工場の環境関連法令遵守状況」</li> <li>2 別紙2「循環資源利用状況」</li> <li>3 別紙3「脱炭素化への寄与」</li> <li>4 当該製品及び当該製品の説明書</li> <li>5 製造・加工場の平面図及び付近見取図</li> <li>6 当該製品製造加工フロー</li> <li>7 当該製品の品質管理に関する説明書</li> <li>8 認定基準に適合していることを証する書類</li> <li>9 会社案内・パンフレット等</li> <li>10 その他参考となる資料</li> </ol>
<p>13 担当者連絡先</p>	<p>氏 名  所 属  電話番号  E-mail</p>

## 製造・加工場の環境関連法令遵守状況

法令名	留意事項	当否※
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	●同法に定める廃棄物処理施設を有している場合、設置許可等の必要な手続を行っているか	
	●廃棄物の収集運搬、処理を業として行っている場合、必要な許可を受けているか	
	●事業活動に伴って発生する廃棄物の保管・処理が適法に行われているか	
大気汚染防止法	●同法に定めるばい煙発生施設等の施設を有している場合、届出等の必要な手続を行っているか また、必要な測定については実施され、規制は遵守されているか	
水質汚濁防止法	●同法に定める特定施設を有している場合、届出等の必要な手続を行っているか。また、必要な測定については実施され、排出基準は遵守されているか	
悪臭防止法	●事業場が規制地域内に立地している場合、規制基準は遵守されているか	
騒音規制法 振動規制法	●事業場が規制地域内に立地しており特定施設を有している場合、届出等の必要な手続を行っているか。また、規制基準は遵守されているか	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	●同法の適用を受ける事業場である場合、公害防止管理者の選任など必要な手続を行っているか	
ダイオキシン類対策特別措置法	●同法に定める特定施設を有している場合、届出等の必要な手続を行っているか。また、排出基準について遵守しているか	
島根県公害防止条例	●同条例の適用を受ける特定施設を有している場合、届出等の必要な手続及び規制基準の遵守についての測定等が実施されているか	
その他 ( )		

※ 上記以外にも適用される法令があれば、その他欄に記載のこと

※ 該当する場合は○を、非該当の場合は×を付すこと

(○の場合、許可証又は届等の写しを添付)



循環資源利用状況

1 原材料のうち循環資源について

種類 (名称)			
性 状			
発 生 場 所 (所在地・名称)			
納 入 者 (所在地・名称)			
納入者による 加工の有無			
年 間 利 用 量 (うち県外発生分)			
入 手 方 法	1 廃棄物受入 (処分料単価 ) 2 自社廃棄物・副産物 3 有価購入 (購入単価 )	1 廃棄物受入 (処分料単価 ) 2 自社廃棄物・副産物 3 有価購入 (購入単価 )	1 廃棄物受入 (処分料単価 ) 2 自社廃棄物・副産物 3 有価購入 (購入単価 )
運 搬 者			

※ 循環資源が適正に取引されていることを証する書類を添付のこと

2 県外発生循環資源を利用する理由

--

3 循環資源の利用割合 (1製品当たり重量比)

種 類 (名称)	配 合 量 ( )	利用割合 (%)	循環資源の 利用割合(%)
循 環 資 源			
そ の 他 原 材 料			
合 計		100	

※ 配合量の単位を括弧書で記入のこと

### 脱炭素化への寄与

当該製品の製造又は利用が脱炭素化に寄与することについて、該当する選択肢にチェックをし、数値等での説明が可能な場合は、括弧内に具体的な内容を記載すること

- 廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の発生や最終処分（埋め立て）に伴うメタンの発生等を削減することができる

[ ]

- 同等の非リサイクル製品に比べて、製造過程における二酸化炭素の排出量を削減することができる

[ ]

- 当該製品が二酸化炭素を吸収・固定化することで、二酸化炭素の排出量を削減することができる

[ ]

- 当該製品の利用により、二酸化炭素の排出量の削減に繋げることができる

[ ]

- その他

[ ]

認定番号 第 号

## しまねグリーン製品+（プラス）認定証

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

しまねグリーン製品認定要綱第3条第3項の規定により認定を受けた製品であることを証します。

年 月 日

島根県知事

認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	年 3 月 31 日
品 目 名	
認 定 製 品 名	
原材料等となる循環資源	
製造・加工場の所在地	
製造・加工場の名称	
認 定 条 件	

しまねグリーン製品変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

しまねグリーン製品認定要綱第7条第1項の規定により、次のとおり認定製品の変更について届け出ます。

1 認定番号		
2 認定製品名		
3 変更内容	変更前	
	変更後	
4 変更年月日	年 月 日	
5 変更理由		

\* 変更の内容を確認できる資料を添付すること。

しまねグリーン製品認定辞退届出書

年 月 日

島根県知事 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

しまねグリーン製品認定要綱第8条第1項の規定により、次のとおり認定製品の辞退について届け出ます。

1 認定番号	
2 認定製品名	
3 認定辞退区分	<input type="checkbox"/> 認定要件の不適合 <input type="checkbox"/> 認定製品の製造加工終了 （終了年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> その他
4 辞退理由	

- \* 認定証原本を添付すること。
- \* 認定辞退区分欄には、該当する区分の□にレ印を付してください。
- \* 辞退理由欄には、認定辞退区分欄の該当項目にかかわらず、理由を記入してください。

しまねグリーン製品認定に係る状況等報告書

年 月 日

島根県知事 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者氏名

しまねグリーン製品認定要綱第11条第1項の規定により、次のとおり認定製品の状況を報告します。

1	認定番号	
2	認定製品名	
3	年間生産量	
4	販売状況	
	販売量	
	販売額	千円
	主な販売先	
5	循環資源の利用	
	利用割合	%
	適合する基準	<input type="checkbox"/> 基準の名称〔 <input type="checkbox"/> 上記基準の利用割合 %
6	安全性への配慮*	<input type="checkbox"/> 土壌溶出量試験実施 〔省略した検査項目がある場合、その理由〕
		<input type="checkbox"/> 土壌含有量試験実施 〔省略した検査項目がある場合、その理由〕
		<input type="checkbox"/> 上記2試験以外の試験を実施（他基準適用が適当） 〔試験の名称及び内容〕

\* 安全性の配慮に係る試験結果（計量証明書の写し等）を添付すること。